

伊達市マンホール広告の掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置するマンホールへの有料広告（以下「マンホール広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 マンホール広告を掲載することができるマンホールは、道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路管理者が管理を行う道路（車道を除く。）、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の3の規定により公園管理者が管理を行う都市公園（これに類する公共の用に供される土地を含む。）又は市が設置する公共施設に設置され、市が維持及び管理を行うマンホール（水道事業に係るものを除く。）とする。

(規格等)

第3条 マンホール広告は、次の各号に掲げるいずれかの方法により掲載する。

- (1) 既設蓋の上に直接マンホール広告専用のデザインプレート（以下「広告プレート」という。）を固定する方法（以下「既設蓋・上乘型」という。）
- (2) 既存の歩道上のマンホール蓋を広告用の専用マンホール蓋と交換し、その上に広告プレートを固定する方法（以下「専用蓋・埋込型」という。）

2 広告プレートの規格は、既設蓋・上乘型にあつては半径31.5センチメートル以内、専用蓋・埋込型にあつては半径25センチメートル以内の円形とする。

(掲載期間)

第4条 マンホール広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、マンホール広告を表示した広告プレートを設置した日の属する月の翌月（設置日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「開始月」という。）の初日から起算して3年間とする。

(マンホール広告掲載の募集)

第5条 市長は、マンホール広告掲載の募集については、市のホームページに掲載する等の方法により行うものとする。

(広告料)

第6条 マンホール広告の掲載料（以下「広告料」という。）は、掲載期間1月につき1箇所当たり8,250円とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 マンホール広告の掲載を希望する者（広告代理店を含む。以下「申込者」という。）は、マンホール広告掲載申込書（様式第1号）にデザイン案を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、伊達市マンホール広告掲載基準（令和6年伊達市告示第108号。以下「広告掲載基準」という。）第4条に規定するマンホール広告審査委員会に諮り、当該申込みの内容を審査し、マンホール広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査は、申込みの順で行うものとする。ただし、同一のマンホールに対し同一の日に複数の申込みがあった場合の審査の順は、抽選によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、申込みがあったマンホール広告が公益を目的とするものであり、その内容が市の施策と合致するものと認める場合は、優先して審査することができる。

4 市長は、第1項の規定によりマンホール広告の掲載の可否を決定した場合は、マンホール広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

（デザインの提出）

第9条 前条の規定によりマンホール広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、マンホール広告のデザインのデータを、市長が指定する期日までに市長が指定する方法で作成し、提出するものとする。

2 市長は、前項のデザインについて、広告主に対し、内容の修正等を指示することができる。

（広告プレートの作製）

第10条 市は、前条第1項の規定によりマンホール広告のデザインのデータが提出されたときは、当該マンホール広告を表示した広告プレートを作製するものとする。

2 前項の広告プレートの作製に要する費用（以下「広告プレート作製費用」という。）は、広告主の負担とする。

3 広告プレート作製費用は、市場価格等を参考に、市長が別に定める。

4 第1項の規定により作製した広告プレートは、市が所有権を有するものとする。

5 前項の規定は、マンホール広告に関する著作権、意匠権その他の知的財産に関する権利を市が有するものと解釈してはならない。

（広告プレートの設置）

第11条 市は、前条の規定により広告プレートを作製したときは、当該広告プレートを掲載対象のマンホールに設置するものとする。この場合において、マンホール広告の掲載の方法が専用蓋・埋込型であるときは、専用蓋を併せて設置するものとする。

2 広告プレートの設置に工事を要する場合に広告主が負担する費用の額（以下「広告プレート設置費用」という。）は、類似工事、市場価格等を参考に、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の規定により広告プレートの設置が完了したとき、マンホール広告掲載期間決定書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

（広告料等の納付）

第12条 広告主は、広告料、広告プレート作製費用及び広告プレート設置費用を、市長が指定する期日までに、一括納入しなければならない。

（当事者の責任）

第13条 市は、マンホール広告を掲載したマンホールの点検及び清掃を行う。

2 市は、前項のマンホールに起因して第三者に損害を与えた場合は、その責任を負う。

3 前項の規定にかかわらず、広告主は、マンホール広告に関し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

（撤去）

第14条 市長は、マンホール広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条の規定により設置した広告プレートを撤去するものとする。この場合において、市長は、広告主の希望により当該広告プレートを広告主に贈与することができる。

（1）掲載期間が終了した場合

（2）掲載の決定を取り消した場合

2 市長は、前項第1号に該当する場合は、マンホール広告掲載期間終了通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

（掲載期間の変更）

第15条 広告主は、掲載期間の短縮又は延長（以下「掲載期間の変更」という。）を希望するときは、市長にマンホール広告掲載変更申込書（様式第5号。以下「変更申込書」という。）を提出するものとする。

2 前項の掲載期間の変更の申込みは、1月を単位としなければならない。ただし、変更後の掲載期間は、開始月の初日から5年を超えることができない。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、掲載期間の変更の諾否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により掲載期間の変更の諾否を決定したときは、マンホール広告掲載変更決定・不承認通知書（様式第6号。以下「変更決定等通知書」という。）により広告主に通知するものとする。

（広告の変更）

第16条 広告主は、掲載期間中にマンホール広告の変更を希望するときは、市長に変更申込書を提出するものとする。

2 第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、マンホール広告の変更について準用する。

3 市長は、前項において準用する第7条第1項の規定によりマンホール広告の変更の諾否を決定したときは、変更決定等通知書により広告主に通知するものとする。

4 第2項において準用する第10条第1項の規定により変更後のマンホール広告を表示した広告プレートを設置したときは、変更後の広告プレートを設置した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）を開始月とみなして、第3条及び前条第2項ただし書の規定を適用する。

（広告料等の還付）

第17条 納付された広告料、広告プレート作製費用及び広告プレート設置費用は、還付しないものとする。ただし、市の都合によりマンホール広告の掲載ができなくなったときは、広告料、広告プレート作製費用及び広告プレート設置費用の全部又は一部を還付することができる。

（掲載の停止）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール広告の掲載を停止することができる。

（1）市の事業を広報するために必要がある場合

（2）下水道事業の工事のために必要がある場合

（3）前2号に掲げるもののほか、必要と認める場合

2 市長は、前項の規定によりマンホール広告の掲載を停止したときは、その停止期間を書面により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定によりマンホール広告の掲載を停止したときは、第4条の規定にかかわらず、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

4 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の停止に起因して生じた損害については、市は、賠償の責めを負わないものとする。

（掲載決定の取消し等）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール広告の掲載の決定を取り消すことができる。

（1）広告主が、指定する期日までに広告料、広告プレート作製費用及び広告プレート設置費用を納入しない場合

（2）広告主が、指定する期日までにマンホール広告のデザインのデータを提出しない場合

(3) マンホール広告の内容及びデザイン等が、法令、この要綱又は広告掲載基準に違反した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、マンホール広告の掲載を適切でないと判断した場合

2 市長は、前項の規定によりマンホール広告の掲載の決定を取り消したときは、マンホール広告掲載決定取消通知書（様式第7号）により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の決定の取消しに起因して生じた損害については、市は、賠償の責めを負わないものとする。

（業務委託）

第20条 市長は、広告の募集、広告プレートの作製等の業務を委託することができる。

（広告デザインの活用）

第21条 市は、第8条の規定により掲載決定したデザインを活用し、PR等を積極的に行っていくものとする。

2 広告主は、前項に係るデザインの使用等に関し、市に無償で提供するものとする。

（その他）

第22条 この要領に定めるもののほか、マンホール広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。